

Y-MaaS運用業務プロポーザル実施要領

令和3年9月

米子市交通政策課

1 概 要

(1) 目的

Y-M a a S 運用業務の公募型プロポーザルを行い、最も優れた提案を行う事業者を、価格面、技術面等を総合的に評価し、優先交渉権者として選定する。

(2) 事業概要

米子市を含む交通事業者等が共同発行する企画乗車券をスマートフォン上で電子チケットとして販売し、管理運用するサービスを提供する。

(3) 事業期間

契約締結日から令和4年3月31日まで

(企画乗車券の利用期間は、令和4年1月1日から2月28日まで)

(4) 提案上限額

ア 提案上限額は、4,202,000円(消費税及び地方消費税を含む。)とする。

この金額は企画内容の規模を示すもので、契約時の予定価格ではないことに留意すること。

イ 提案する金額は、この上限額を超えてはならない。

(5) 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

ア 令和2年度以後において、スマートフォン上での電子チケット販売運用サービス提供の実績があること。

イ 米子市の競争入札への参加に係る指名停止措置を受けていないこと。

ウ 破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立て、会者更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと。

オ 米子市が課する税の滞納をしていない者。

2 手 続

(1) 担当部署

〒683-8686

鳥取県米子市加茂町一丁目1番地 米子市総合政策部交通政策課

電話：0859-23-5480 E-mail：kotsu@city.yonago.lg.jp

(2) 提出書類

ア 参加申込書等

本プロポーザルに参加を希望する場合は、次に掲げる書類を令和3年10月1日(金)正午までに提出する、又は郵送すること。なお、郵送による申込みは令和3年10月1日正午までに到着したものに限り、受け付ける。

- ・参加申込書兼参加資格に関する申立書（別記様式1号） 1部
- ・役員等調書兼照会承諾書（別記様式2号） 1部
- ・市税納税状況確認承諾書（別記様式3号） 1部

イ 企画提案書等

アの参加申込書を提出した者は、次に掲げる書類を令和3年10月12日(火)正午までに提出すること。

(ア) 書面により提出するもの。

- ・企画提案書 7部（PDFファイルを提出の場合には、不要）
- ・見積書 1部

(イ) 上記（ア）に掲げる書類は、（1）の担当部署へ電子メール、郵送又は直接持参すること。なお、電子メール又は郵送による申込みは令和3年10月12日（火）正午までに到着したものに限り、受け付ける。

(3) 質問の方法

質問は、簡潔にまとめ、担当部署へ電子メール又は持参により提出すること。

ア 提出期限は、令和3年10月1日(金)午後3時までとする。

イ 回答は、全ての参加申込者へ電子メールで回答する。

ウ 最終の回答は、令和3年10月5日(火)午後4時までに回答する。

(4) 審査方法等

ア 第1次審査

(ア) 参加申込者が5者を超えた場合に実施し、参加資格を有する者から提出された「企画提案書」を評価し、その結果により5者を選出する。

なお、参加申込者が5者を超えない場合は、参加資格を有する者全てを選出する。

(イ) 審査結果の送付

第1次審査の結果について、令和3年10月15日(金)午後5時までに全ての企画提案書提出者へ通知を発送する。

イ 第2次審査

(ア) 参加申込者が2者以上である場合は、提案書に基づくプレゼンテーションを実施する。

実施日は参加申込者へ連絡する。

※1者当たり1時間以内とする。

※システムデモンストレーションの実施は参加申込者の判断に委ねるが、評価基準書の採点の元となる判断材料を無くすことのないようにすること。

※オンラインでのプレゼンテーションも可能。

(イ) 企画提案書とプレゼンテーション((ア)の場合に限る)を基に、担当部署が評価を行う。

(ウ) 最優秀案の選定と実務交渉

第2次審査の結果により、最も高い点数を得た提案を最優秀案として選定し、その他の提案についても順位付けを行う。

(エ) 審査結果の送付

第2次審査の結果については、令和3年10月末までに第2次審査対象者へ通知を発送する。

3 契約締結の交渉及び契約締結

(1) 第2次審査の結果、最優秀案として選定された提案をした者と契約締結の交渉を行う。この交渉が不調となったときは、第2次審査で順位付けを行った上位の者から順に契約締結の交渉を行う。

(2) 契約締結の交渉における業務内容は、提案を尊重するが、必ずしも提案どおり実施するものではなく、詳細な事項については、改めて提示するものとする。

4 日程

参加申込書等提出期限	令和3年10月1日(金)正午
質問書提出期限	令和3年10月1日(金)午後3時
質問最終回答日時	令和3年10月5日(火)午後4時
企画提案書提出期限	令和3年10月12日(火)正午
第1次審査結果通知	令和3年10月15日(金)午後5時まで
第2次プレゼンテーション	別途参加申込者へ個別に通知する。
第2次審査結果送付	令和3年10月末まで

5 その他

(1) 本プロポーザルへの参加に係る提案書等の作成及び提出等に要する費用は参加希望者の負担とする。

(2) 提出された提案書等は、本プロポーザルの目的以外の目的に提出者に無断で使用しない。

(3) 本プロポーザルの提案書等の作成のために米子市から受領した資料等は、米子市の了承なく公表し、又は使用してはならない。

(4) 提出された提案書等は、返却しない。

(5) 提出された提案書等は、Y-MaaS運用業務の実施者を選定するための資料であり、提出された提案書等に関する著作権等の主張は、認めない。

米子市長 様

会 者 の 名 称
所 在 地
代 表 者 氏 名

㊟

担 当 者 職 氏 名
所 属 部 署
電 話 番 号
F A X 番 号
E - m a i l

参加申込書兼参加資格に関する申立書

Y-MaaS運用業務に係るプロポーザルに参加したいので、申し込みます。なお、当該プロポーザルに係る参加資格に関し、次に掲げる事項について、事実と相違ないことを申し立てます。

記

(1) 令和2年度以後において、当者のスマートフォン上での電子チケット販売運用サービス提供の実績は次のとおりです。

導入年度	乗車券名	業務内容

(2) 当者は、米子市の競争入札への参加に係る指名停止措置を受けていません。

(3) 当者に対しては、破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会者更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていません。

(4) 当者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていません。

(5) 米子市が課する税の滞納をしていません。

役員等調書兼照会承諾書

年 月 日

米 子 市 長 様

(届出者)

所 在 地

商号又は名称

職・氏名

㊞

次の役員等調書の記載事項については、事実と相違ないことを誓約するとともに、この調書に記載した者について、米子市の行政事務からの暴力団等の排除を目的として鳥取県米子警察署に照会することを承諾します。

役職等	氏 名	ふりがな	生年月日	性別

【注意事項】

- 役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び監査役並びに米子市所在の営業所等の長が役員でない場合にはその長、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者・理事等、個人事業者にあつては当該個人）の氏名、生年月日等を記載してください。
- 提出に当たっては、氏名、生年月日等の個人情報、暴力団、暴力団員又はこれらの利益につながる活動を行い、若しくはこれらと密接な関係を有する者ではないことの確認のために提供され、及び利用されることについて、当該名簿に記載されている方の同意を取ってください。
- この名簿は、2の確認のために使用し、それ以外の目的には使用しません。

米子市長 様

市税納税状況確認承諾書

Y-M a a S 運用業務に係る公募型プロポーザルの参加資格審査に必要な市税の納税状況について、市担当者が確認することを承諾します。

令和 年 月 日

所 在 地

商号又は名称

代表者職・氏名

(個人事業主の場合は、本人の住民票の所在地を記載してください。)

※この承諾書は、市税納税証明書の添付を省略するために提出していただくもので、納税状況の確認結果は、当該参加資格審査以外の目的に使用しません。